

(補足資料)

見積書作成時の留意事項

- 1 見積書の内訳の区分については必要に応じて行を追加しても差し支えありません。
また、内訳の区分の数量・単位についても、適宜変更して差支えありません。
- 2 見積に含めることができる経費の例は下記のとおりです。
 - ・ 施設選定に係る調査、協議及び現地確認に要する経費
 - ・ 市産材活用計画の作成に要する経費
 - ・ 仙台市産材の調達、加工、運搬及び施工に要する経費
 - ・ 市産材の PR 及び効果検証に要する経費
 - ・ 報告書の作成に要する経費
- 3 見積に含めることができない経費の例は下記のとおりです。
 - ・ 既存の内装や外装、設備等の撤去又は解体に要する経費
 - ・ 仙台市産材以外の木材（県産材や国産材、外国産材）の調達、加工又は施工に要する経費
 - ・ 木質化に直接関係のない建築工事、設備工事又は修繕工事に要する経費
 - ・ 土地や建物、設備の取得に要する経費
 - ・ 飲食費その他本業務との関連性が認められない経費
- 4 その他、見積書の作成に関し不明な点がある場合は、担当課までお問合せください。